

定めようとする命令等及び根拠法令条項一覧表

【意見公募対象一覧】

定めようとする命令等の題名	根拠法令条項	命令等の案
(1) 電波法施行規則等の一部を改正する省令 ※電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）、無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）、無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）、無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）の6省令を改正	電波法（昭和25年法律第131号）	別添 1
(2) 電波法施行規則第3条第1項第15号の規定に基づき、総務大臣が別に告示する業務を定める件（令和3年総務省告示第91号）の一部を改正する件（告示）	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第3条第1項第15号	別添 2
(3) 免許人以外の者が行う無線局（アマチュア局に限る。）の運用を、免許人がする無線局の運用とするものを定める件（令和4年総務省告示第331号）の一部を改正する件（告示）	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第5条の2	別添 3
(4) 外国において電波法第40条第1項第5号に掲げる資格に相当する資格、当該資格を有する者が行うことのできる無線設備の操作の範囲及び当該資格によりアマチュア局の無線設備の操作を行おうとする場合の条件を定める件（平成5年郵政省告示第326号）の一部を改正する件（告示）	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第34条の8及び第34条の9	別添 4
(5) 電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める件（昭和51年郵政省告示第87号）の一部を改正する件（告示）	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）別表第1号の3第1の表21の項及び第2の表2の項	別添 5
(6) 電波法施行規則の規定により許可を要しないアマチュア局の無線設備に係る工事設計の軽微な事項を定める件（告示）【新規制定】	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）新規第10条の2	別添 6
(7) 電波法施行規則第11条の3第7号のアマチュア局の送信設備から発射される電波の特性周波数の測定を行うための装置を定める件（平成21年総務省告示第262号）を廃止する件	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第11条の3第7号	別添 7
(8) 電波法施行規則第34条の10の規定に基づき、アマチュア局の無線設備の操作をその操作ができる資格を有する無線従事者以外の者が行う場合の条件を定める件（令和3年総務省告示第92号）を廃止する件	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第34条の10	別添 8

(9)	アマチュア局に指定が可能な電波の型式、周波数及び空中線電力を一括して表示する記号を定める件（告示）【新規制定】 ※併せて、アマチュア局において使用する電波の型式を表示する記号を定める件（平成21年総務省告示第127号）を廃止	無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第10条の2第4項及び第21条第5項	別添9
(10)	無線局免許手続規則の規定により総務大臣が別に告示する無線設備を定める件（告示）【新規制定】	無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第15条の5第1項第2号	別添10
(11)	無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件（昭和三十六年郵政省告示第百九十九号）の一部を改正する件（告示）	無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）第15条の5第1項第3号	別添11
(12)	アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（告示）【新規制定】 ※併せて、アマチュア業務に使用する電波の型式及び周波数の使用区別を定める件（平成21年総務省告示第179号）を廃止	無線局運用規則（昭和25年電波監理委員会規則第17号）第258条の2	別添12
(13)	アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件（告示）【新規制定】 ※併せて、アマチュア局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値を定める件（平成21年総務省告示第125号）を廃止	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）別表第2号第54	別添13
(14)	特性試験の試験方法を定める件（平成16年総務省告示第88号）の一部を改正する件（告示）	特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和56年郵政省令第37号）別表第1号1(3)	別添14
(15)	無線従事者養成課程の実施要領を定める件（平成5年郵政省告示第553号）の一部を改正する件（告示）	無線従事者規則（平成2年郵政省令第18号）第21条第1項第6号	別添15
(16)	登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件（平成23年総務省告示第279号）の一部を改正する件（告示）	登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）第20条及び別表第7号第3の3(2)	別添16
(17)	電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令（別紙1 無線局の局種別審査基準・第15、第15の2／別紙3 無線従事者関係審査基準・2）	電波法（昭和25年法律第131号）	別添17

【参考】※意見公募の対象ではありません。

(18)	電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令（別表3識別信号の指定基準・表1・19アマチュア局）	電波法（昭和25年法律第131号）	別添18
------	---	-------------------	------